

川越市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人、又は団体、企業が、市内において地域活性化に資する事業を行うためクラウドファンディングを活用して資金調達をしようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング インターネットを介して、個人から資金を調達する仕組みをいう。
- (2) クラウドファンディング利用手数料 クラウドファンディング事業者に支払われるクラウドファンディングの利用手数料をいう。
- (3) クラウドファンディング企画 クラウドファンディングを利用して調達した資金で実施する企画で、別表の要件を満たすものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 川越市在住の個人
- (2) 所在地が川越市内にある団体又は企業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、クラウドファンディング企画に関するクラウドファンディング利用手数料とする。ただし、クラウドファンディングによる資金調達が成立しなかった場合は、対象としない。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の補助金の交付を受けたクラウドファンディング利用手数料は、対象としない。
- 3 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とし、100,000円を限

度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- 2 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内において、原則1回に限るものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、川越市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付申請書(様式第1号)とする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 川越市クラウドファンディング活用支援事業補助金実施計画書(様式第2号)

- (2) 収支予算書

- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の申請書をクラウドファンディングによる資金の募集終了後、すみやかに市長に提出しなければならない。

- 4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を記載した書類は、添付することを要しない。

(交付決定通知)

第7条 規則第7条第1項の交付決定通知書の様式は、川越市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)とする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の様式は、川越市クラウドファンディング活用支援事業補助金実績報告書(様式第4号)とする。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) クラウドファンディング利用手数料の領収書等

- (2) その他市長が必要と認める書類

- 3 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、クラウドファンディングによる資金調達の完了の日から起算して30日以内または、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、第1項の報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金交付額確定通知)

第9条 規則第14条第1項の規定による通知は、川越市クラウドファンディ

ング活用支援事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）によるものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、規則第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

（状況の報告）

第11条 補助事業者は、クラウドファンディング企画が終了したときは、その概要を書面で市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する報告には、収支決算書等、必要書類を添付しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月21日から施行する。

別表1（第2条関係）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 川越市内の地域活性化につながるもの(2) 設立後2年以上の日本国内におけるクラウドファンディング事業者のサイトを利用するもの(3) 第6条第1項に定める交付申請時における直近1年間において、10件以上のクラウドファンディングによる資金調達成立実績のあるクラウドファンディング事業者のサイトを利用するもの(4) クラウドファンディング企画を川越市が指定するホームページに掲載するもの(5) 公序良俗に反しないもの又は反するおそれのないもの(6) 政治性又は宗教性のないもの(7) 法令、条例に違反しないもの(8) 暴力団等、反社会的な活動と関係がないもの(9) その他、市長が補助目的に適合すると認めるもの |
|--|